

新旧対照表（被災者生活支援計画編）

改訂前	改定後	新計画項	備考
<p>第1章 災害予防計画</p> <p>第1節 被災者支援のための備え</p> <p>第1 指定緊急避難場所・指定避難所の指定</p> <p>1 指定緊急避難場所の指定</p> <p>市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、圏域、地形、災害に対する安全性等に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される避難場所について、必要な数、必要な規模の施設等をあらかじめ指定緊急避難場所として指定し、住民への周知徹底を図る。</p> <p>なお、誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。</p> <p>また、市は、災害の想定等により、必要に応じ、近隣市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるとともに、防災マップ等に記載する。</p> <p>なお、<u>避難勧告</u>等が発令された場合の<u>安全確保措置</u>としては、指定緊急避難場所への<u>移動を原則とするもの</u>、避難時の周囲の状況等により、<u>指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきこと</u>について、市は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</p>	<p>第1章 災害予防計画</p> <p>第1節 被災者支援のための備え</p> <p>第1 指定緊急避難場所・指定避難所の指定</p> <p>1 指定緊急避難場所の指定</p> <p>市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、圏域、地形、災害に対する安全性等に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される避難場所について、必要な数、必要な規模の施設等をあらかじめ指定緊急避難場所として指定し、住民への周知徹底を図る。</p> <p>なお、誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。</p> <p>また、市は、災害の想定等により、必要に応じ、近隣市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるとともに、防災マップ等に記載する。</p> <p>なお、<u>避難指示</u>等が発令された場合の<u>避難行動</u>としては、指定緊急避難場所、<u>安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするもの</u>、<u>ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難</u>がかえって危険を伴う場合は、<u>「緊急安全確保」</u>を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</p>	<p>1</p>	<p>災害対策基本法の改正</p>

新旧対照表（被災者生活支援計画編）

改訂前	改定後	新計画項	備考
<p>2 指定避難所の指定</p> <p>市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るとともに、避難所運営マニュアルの整備に努め、訓練等を通じて避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するものとする。</p> <p>第2節 要配慮者安全確保のための備え</p> <p>近年の災害では、要配慮者（自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、障害者及び日本語での災害情報が理解できにくい外国人など）と呼ばれる方々の犠牲が多くなっている。</p> <p>このため、市、県及び社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）は、災害等から要配慮者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域において要配慮者を支援する体制を整備するよう努めていくものとする。</p> <p>また、市は、市地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとし、<u>市地域防災計画に基づいて、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。</u></p>	<p>2 指定避難所の指定</p> <p>市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るとともに、避難所運営マニュアルの整備に努め、訓練等を通じて避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するものとする。</p> <p><u>特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。</u></p> <p>第2節 要配慮者安全確保のための備え</p> <p>近年の災害では、要配慮者（自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、障害者及び日本語での災害情報が理解できにくい外国人など）と呼ばれる方々の犠牲が多くなっている。</p> <p>このため、市、県及び社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）は、災害等から要配慮者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域において要配慮者を支援する体制を整備するよう努めていくものとする。</p> <p>また、市は、市地域防災計画において、<u>避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。</u></p>	<p>1</p> <p>7</p>	<p>防災基本計画の修正</p> <p>災害対策基本法の改正</p>

新旧対照表（被災者生活支援計画編）

改訂前	改定後	新計画項	備考
<p>第1 要配慮者利用施設の安全体制の確保</p> <p>6 避難確保計画の策定等</p> <p>浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に位置し、<u>市町村地域防災計画</u>に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等<u>の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。</u></p> <p><u>また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市に報告するものとする。</u></p> <p><u>市及び県は要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。</u></p> <p>第2 在宅要配慮者の救援体制の確保</p> <p>1 避難行動要支援者の状況把握</p> <p>市は、市地域防災計画において、要配慮者のうち自ら避難することが困難な避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるとともに、市地域防災計画に基づき、防災担当部局<u>と</u>福祉担当部局<u>と</u>の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。</p> <p>また、避難行動要支援者名簿については、避難行動要支援者</p>	<p>第1 要配慮者利用施設の安全体制の確保</p> <p>6 避難確保計画の策定等</p> <p>浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に位置し、<u>市地域防災計画</u>に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等<u>を記載した避難確保計画を作成し、市へ報告するものとする。</u></p> <p><u>また、計画で定めるところにより、施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難のための訓練を行うとともに、その結果を市へ報告するものとする。</u></p> <p>第2 在宅要配慮者の救援体制の確保</p> <p>1 避難行動要支援者の状況把握</p> <p>市は、市地域防災計画において、要配慮者のうち自ら避難することが困難な避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるとともに、市地域防災計画に基づき、防災担当部局<u>や</u>福祉担当部局<u>など関係部局</u>の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。</p> <p>また、避難行動要支援者名簿については、避難行動要支援者</p>	<p>8</p> <p>8</p> <p>8</p> <p>8</p> <p>8</p>	<p>文言の修正</p> <p>文言の修正</p> <p>水防法の改正</p> <p>文言の修正</p>

新旧対照表（被災者生活支援計画編）

改訂前	改定後	新計画項	備考
<p>の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものと となるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態 が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名 簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>市は、<u>避難支援等に携わる関係者として</u>市地域防災計画に定 めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議 会、自主防災組織に対し、避難行動要支援者本人の<u>同意を得る ことにより</u>、または、市条例の定め<u>により</u>、あらかじめ避難行 動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得な がら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支 援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るもの とする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる ものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものと となるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態 が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名 簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p><u>市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部 局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民 生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、 名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、 個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避 難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザード マップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に 反映したものととなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁 舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障 が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるもの とする。</u></p> <p>市は、市地域防災計画に定め<u>るところにより</u>消防機関、警察 機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織な ど避難支援等に携わる関係者対し、避難行動要支援者本人の<u>同 意</u>、または、市条例の定め<u>がある場合には</u>、あらかじめ避難行 動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得な がら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支 援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るもの とする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる ものとする。</p> <p><u>市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都</u></p>	<p>8</p> <p>9</p>	<p>災害対策基本法の改正</p> <p>災害対策基本法の改正</p>

新旧対照表（被災者生活支援計画編）

改訂前	改定後	新計画項	備考
<p><u>(新規)</u></p> <p>第2章 災害応急対策計画 第2節 避難生活の確保、健康管理 第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設、運営 1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設</p> <p>市は、発災時に必要に応じて、指定緊急避難場所、指定避難所及び要配慮者のための福祉避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、<u>あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する</u></p>	<p><u>道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、市条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。</u></p> <p><u>また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p><u>市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</u></p> <p>第2章 災害応急対策計画 第2節 避難生活の確保、健康管理 第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設、運営 1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設</p> <p>市は、発災時に必要に応じて、指定緊急避難場所、指定避難所及び要配慮者のための福祉避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p> <p><u>市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。</u></p> <p>また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、<u>国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活</u></p>	<p>18</p>	<p>防災基本計画の修正</p>

新旧対照表（被災者生活支援計画編）

改訂前	改定後	新計画項	備考
<p><u>安全性を確認の上、管理者の同意を得て指定緊急避難場所又は指定避難所として開設する。</u></p> <p>なお、災害の想定等により必要に応じ、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けることとする。</p> <p><u>さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、必要に応じ、被災地域外の地域にあるものを含め、公共用地の活用や民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げ、実質的に福祉避難所として開設するなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>また、<u>市町村は</u>、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある</p>	<p><u>用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。</u></p> <p>なお、災害の想定等により必要に応じ、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けることとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。</u></p> <p>また、<u>市は</u>、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある</p>	<p>18</p>	<p>文言の修正</p>

新旧対照表（被災者生活支援計画編）

改訂前	改定後	新計画項	備考
<p>ある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。<u>特に</u>、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。</p> <p>2 避難所の運営管理</p>	<p>災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。<u>指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが</u>、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</p> <p><u>市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u></p> <p><u>市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。</u></p> <p>なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。</p> <p>2 避難所の運営管理</p>	<p>18</p> <p>19</p>	<p>災害対策基本法の改正</p>

新旧対照表（被災者生活支援計画編）

改訂前	改定後	新計画項	備考
<p>市は、避難所の開設に伴い、職員及び自主防災組織・ボランティアを各避難所に配置し、あらかじめ策定したマニュアルに基づいて避難所の運営管理を行う。その際、女性の参画を推進し、避難の長期化等必要に応じて、以下のような男女のニーズの違い等男女双方の視点や避難所の安全性の確保に十分配慮するよう努めるとともに、公営住宅や空屋等利用可能な既存住宅のあっせん等により避難場所の早期解消に努める。さらに必要があれば、県、近隣市町村に対しても協力を要請する。また、避難所の安全確保及び秩序の維持のため警察官の配置についても<u>配慮する</u>。</p> <p>(1) 男女双方の視点 ア 女性専用の物干し場、授乳室の設置、男女別の更衣室等 イ 生理用品・女性用下着などの女性用品の女性による配付 <u>(新規)</u> <u>(新規)</u></p> <p>(2) 避難所の安全性の確保 ア 巡回警備や防犯ブザーの配布 <u>(新規)</u> <u>(新規)</u></p> <p>第3 健康管理 2 避難所の感染症対策 市は、避難所において、感染症の発生を防止するため、「避</p>	<p>市は、避難所の開設に伴い、職員及び自主防災組織・ボランティアを各避難所に配置し、あらかじめ策定したマニュアルに基づいて避難所の運営管理を行う。その際、女性の参画を推進し、避難の長期化等必要に応じて、以下のような男女のニーズの違い等男女双方の視点や避難所の安全性の確保に十分配慮するよう努めるとともに、公営住宅や空屋等利用可能な既存住宅のあっせん等により避難場所の早期解消に努める。さらに必要があれば、県、近隣市町村に対しても協力を要請する。また、避難所の安全確保及び秩序の維持のため警察官の配置についても<u>配慮するとともに、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする</u>。</p> <p>(1) 男女双方の視点 ア 女性専用の物干し場、授乳室の設置、男女別の更衣室等 イ 生理用品・女性用下着などの女性用品の女性による配付 <u>ウ 男女ペアによる巡回</u> <u>エ 女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置</u></p> <p>(2) 避難所の安全性の確保 ア 巡回警備や防犯ブザーの配布 <u>イ 照明を増設</u> <u>ウ 性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなどの啓発</u></p> <p>第3 健康管理 2 避難所の感染症対策 市は、避難所において、感染症の発生を防止するため、「避</p>	<p>20</p>	<p>防災基本計画の修正</p>

新旧対照表（被災者生活支援計画編）

改訂前	改定後	新計画項	備考
<p>難所感染症対策の手引き」を参考に、感染症予防対策を実施する。</p> <p>また、避難所感染症サーベイランスを行い、感染症発生状況を把握し、感染症の拡大防止に努める。</p> <p>なお、避難所における感染症対策について、避難者の過密抑制や、ホテルや旅館等の活用等を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して検討するよう努めるものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>難所感染症対策の手引き」を参考に、感染症予防対策を実施する。</p> <p>また、避難所感染症サーベイランスを行い、感染症発生状況を把握し、感染症の拡大防止に努める。</p> <p>なお、避難所における感染症対策について、避難者の過密抑制や、ホテルや旅館等の活用等を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して検討するよう努めるものとする。</p> <p><u>市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p>	22	新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正